

R7.10 申立～

運営指導により返還が生じた際の過誤**申立について**

◎運営指導により返還が生じた際、以下のとおり手続きが必要です。

- 1、返還の対象となる期間・金額について、自主点検⇒障害福祉事業者課へ確認し、確定
- 2、障害福祉認定給付課へ過誤申立書を送付(HP に様式の掲載があります)
- 3、障害福祉認定給付課の受付印の押された過誤申立書の写しを障害福祉事業者課へ提出
(⇒改善報告書※)
- 4、翌月以降に該当の請求を正しく修正し、国保連合会へ再請求

◎注意点

・過誤申立による返還は原則一括で行っていただきます。

⇒詳しい手順については裏面及び当市 HP をご確認ください。

ただし、返還の対象期間が長く、一度で行うことが難しい場合、予め「過誤申立書兼計画書」をご提出いただき、申立を複数回に分けて行うことができます。

(返還金額(差し引かれる金額)が報酬額を超過してしまう場合 等)。

⇒この場合、

- ①分割で過誤申立を行いたい旨を、障害福祉認定給付課へご連絡いただき、障害福祉認定給付課から、「過誤申立書兼計画書」のフォーマットをメールで送付いたします。(この様式は HP に掲載していません。必ず事前にご連絡ください。)

【TEL:06-4309-3184 ✉:shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp】

- ②「過誤申立書兼計画書」を作成し、紙媒体で障害福祉認定給付課へご提出ください。

⇒計画が適切であるか、障害福祉認定給付課にて審査を行います。

(期間が長すぎる場合、一度の返還額が少額すぎる場合は、計画の再作成を求めます。)

- ③適切であると判断した場合、障害福祉認定給付課で受付印を押印し、写しを返送いたします。(※この写しがないと、改善報告書の提出ができません)

- ④計画に基づいて、毎月国保連合会へ再請求を行ってください。

その他、ご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

↓市 HP より「障害福祉サービス 過誤申立の仕組み」



東大阪市 福祉部 障害者支援室

障害福祉認定給付課

請求担当

TEL:06-4309-3184

メール: shogainintei@city.higashiosaka.lg.jp

障害福祉サービス 過誤申立の仕組み

◎過誤申立とは・・・請求に誤りがあり、誤った金額で入金された場合に、市町村に申し出をし、請求の取り下げを行うことです。

(エラーや返戻等、入金がなかった場合においては過誤申立をすることができません。※1)

◎過誤申立の手順

電子申請はこちらから⇒

過誤申立書を市町村へ提出(郵送、窓口、電子申請)

→翌月以降に正しい請求額での請求を国保連へ伝送(電子請求)



◎同月過誤(例)

※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。

③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。

※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。

※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。

R7.8	R7.9	R7.10 (㇏20 日)	R7.11 (㇏10 日)	R7.12
①8 月提供分の利用者 A の給付費 10 万円：正	②国保連へ誤って 11 万円：誤 で電子請求	10/15 誤った金額 11 万円：誤の入金 ----- ③ ② (11 万円) に対する過誤申立書を東大阪市へ提出 (紙媒体 or 電子申請) ※2 ***** 9 月提供分の事業所の東大阪市利用者全員分の給付費 50 万円	④正しい金額 10 万円：正 で国保連へ電子請求 (⇒+10 万円) -11 万円の処理がされる ***** 国保連へ電子請求 50 万円	12/15 +10 万円 -11 万円 -1 万円 ***** 9 月提供分 50 万円 49 万円入金

※1 請求がエラーや返戻になっていて支払われない場合には、過誤申立はできません。

③の手順(過誤申立)をすることなく、正しい請求を国保連合会へ送信してください。

※2 過誤申立を受付できるのは、提供年月の翌々月以降です。

※3 この④の手順が漏れると、マイナス金額のみ国保連合会へ送信されることとなります。必ず申立をした月の翌月に再請求を送信するよう、ご注意ください。